

SOMPO PS e ラーニング 利用規約

SOMPO PS e ラーニング（以下、本サービス）は SOMPO リスクマネジメント株式会社が提供する医療機関向けの医療安全（Patient Safety/患者安全）に関わる e ラーニングサービスです。本サービスの利用者（以下、甲）は、SOMPO PS e ラーニング利用規約（以下、本規約）への同意が必要です。

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

1. 本規約は、SOMPO リスクマネジメント株式会社（以下、乙）が提供する本サービスの利用条件を定めるものです。
2. 本規約は、乙と甲の間の本サービスの利用および運営、管理に関する一切の関係に適用されます。

第2条（定義）

本規約で用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「甲設備」とは、甲が本サービスを利用するためには所有又は占有する電子計算機、通信機器その他のハードウェア、及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。
- (2) 「乙設備」とは、乙が本サービスを提供するために、乙の指定する場所に設置する電子計算機、通信機器その他のハードウェア、及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。
- (3) 「甲データ」とは、甲が本サービスを通じて乙設備に記録した甲のデータをいいます。
- (4) 「アカウント情報」とは、本サービスを利用するための ID、パスワードその他本サービスを利用するため必要な情報をいいます。

第3条（規約等の変更）

1. 乙は、利用者の一般の利益に適合するとき、あるいは、契約をした目的に反せず、かつ、変更の内容が合理的なものである場合には、本規約を変更することができるものとします。甲は定期的に最新の本規約を参照するものとします。
2. 本規約を変更する場合には、乙は甲に対し、当該変更内容を事前に通知するものとし、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を周知するものとします。当該変更内容の通知後、甲が本サービスを利用した場合又は乙の定める期間内に契約変更又は終了の手続きをとらなかった場合には、甲は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第4条（本サービスの利用者）

1. 損害保険ジャパン株式会社と医師賠償責任保険契約を締結している契約者（団体契約の場合は、契約者および加入者）を対象としています。
2. 契約保険会社の切り替えなどで損害保険ジャパン株式会社との医師賠償責任保険の加入が終了した日以降は、本サービスの利用はできません。

第2章 申込み等

第5条（利用の申込み）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下、希望者）は、本規約を遵守することに同意し、かつ乙の定める一定

の情報（以下、契約者情報）を乙の定める方法で提供することにより、乙に対し、本サービスの利用を申込むことができます。

2. 甲は、申込みの際のテーマ、学習利用期間に変更が生じた場合には、初回利用開始日の1か月前までに乙に申し出るものとします。

3. 学習利用期間については申込み多数の場合には、ご希望に添えない場合もあります。

4. 乙は、乙の基準に従って、第1項および第2項に基づいて利用申請を行った希望者（以下、申込者）の利用の可否を判断し、乙が利用を認める場合には、アカウント情報を申込者に提供します。申込者の契約者としての認定は、乙が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。

5. 前項に定める契約者としての認定の完了時に、本サービス利用契約（以下、本契約）が甲と乙の間に成立し、甲は本規約に従い本サービスを利用することができますようになります。

6. 乙は、甲が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの利用を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 甲が乙と同業またはそれに近い事業者である場合
- (2) 甲が乙に提供した電話及び電子メールアドレスに、乙が連絡しても応答がない場合
- (3) 乙に提供した甲情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
- (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、または、資金提供その他を通じて反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っていると乙が判断した場合
- (5) 甲が過去に乙との契約に違反した者またはその関係者であると乙が判断した場合
- (6) その他、乙が登録を適当でないと判断した場合

第6条（利用者情報の変更）

1. 甲は甲情報に変更があった場合、乙の定める方法により当該変更事項を遅滞なく乙に通知するものとします。

2. 甲は、前項の通知義務を怠ったことにより、乙から通知を受領できなかった場合でも、乙からの通知が乙の把握している住所、電子メールアドレス等に通常であれば到着すべきときに到着したものとみなすことであらかじめ異議なく承諾するものとします。

3. 乙は、当該変更事項を審査し適当でないと判断した場合は、甲に通知の上、本サービスの提供を停止することができます。乙は、本サービスの提供を停止したことに関して甲が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第3章 サービス等

第7条（本サービスの内容）

- 1. 医療安全に資するセミナー動画やテキスト教材等をインターネットを通じて提供します。
- 2. 本サービスは以下の2種類があります。

①動画視聴版

動画ストリーミングによる視聴サービスです。学習後、理解度テストを実施することで、学習効果を確認することができるとともに、理解度テストの回答結果データ（テスト実施履歴等）を活用した受講修了者の管理をすることが可能です。

②PDF版

PDFテキスト教材によるサービスです。学習後、理解度テストを実施することで、学習効果を確認することができるとともに、理解度テストの回答結果データ（テスト実施履歴等）を活用した受講修了者の管理をすることが可能です。

第8条（利用条件・留意事項）

1. 本サービスを利用するにはインターネットに接続できる PC・タブレット・スマートフォンなどの端末と、10Mbps 以上（推奨）のインターネット回線の用意が必要となります。推奨の Web ブラウザは以下となります。
PC:Windows11 以降（Edge 最新版、Google Chrome 最新版を推奨） Mac OS 10.13 以降（Safari 最新版を推奨）
モバイル:iOS13 以降（safari 最新版推奨）、iPadOS13 以降（safari 最新版推奨）、Android10 以上（Google Chrome 最新版推奨）
2. 前項の推奨ブラウザ以外で利用の場合は、レイアウトが崩れることや、視聴履歴が上手く取得されない等、機能の一部が正しく動作しない場合があります。

第9条（学習利用期間）

- 本サービスは、事前に甲乙間で合意した学習利用期間において利用できるものとします。
- ① 動画視聴版：コンテンツのテーマごとに定めた 10 日間
 - ② PDF 版：コンテンツのテーマごとに定めた 1 か月間（開始日を含めた 1 か月間）

第10条（アカウント情報の取扱い）

1. 乙は、甲に対し、本サービスを利用するため必要となるアカウント情報を提供します。
2. 甲は、アカウント情報を第三者（乙が利用を許諾した者を除きます。）に対して開示、貸与、共有せず、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により、甲又は甲以外の者が損害を被ったとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者が甲のアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該第三者の行為は甲の行為とみなします。
4. 乙は、甲からアカウント情報が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、甲と協議の上、アカウント情報の削除等必要な措置を講じるものとします。

第4章 料金等

第11条（サービス料金）

1. 本サービスのサービス料金は、以下に定めるとおりとします。
 - ① 動画視聴版：ID を 1 つのみ発行の場合・年間 2 本まで無料（追加 1 本あたり 30,000 円（税別）
ID を複数発行の場合・・・1 本あたり追加 9,000 円（税別）
 - ② PDF 版：ID 発行数に関わらず 1 本あたり一律 3,000 円（税別）
2. 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を指します。

第12条（サービス料金の支払および請求、支払方法）

1. 甲は乙に対して、第11条に定めるサービス料金に消費税等相当額を加えた額を支払うものとします。
2. 前項に規定する消費税等相当額を加えたサービス料金は、教材コンテンツの視聴開始日以降、乙が一括して甲に請求し、甲は請求書を受理した日の翌月月末までに乙の指定する銀行口座に支払うものとします。ただし、銀行振込手数料は甲の負担とします。

第5章 利用者の責任等

第13条（甲設備等の準備、維持）

甲は、自己の負担と責任において、甲設備の準備及び環境設定を行い、また、甲設備及び本サービスを利用するための環境を維持するものとします。

第14条（禁止行為）

1. 甲は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 乙、若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 法令、条例等に違反する行為、若しくは公序良俗に反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (3) 犯罪行為若しくはこれに類する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 乙、又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (5) 甲のアカウント情報を第三者（乙が利用を許諾した者を除きます。）に利用させる行為、又はそれらに類似する行為
 - (6) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを作成、使用、送信又は掲載する行為
 - (7) 乙若しくは第三者の設備、通信若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (8) 前各号の他、乙が本サービスの利用に不相当と判断した行為
2. 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求でき、甲がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること、その蓋然性が高いこと等、乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じができるものとします。
3. 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法又は有害な情報の全部若しくは一部を削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること、その蓋然性が高いこと等、乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、乙は事前の協議を行うことなく当該情報を削除することができるものとします。
4. 前三項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負いません。

第6章 当社の責任・権利等

第15条（甲データの取扱い）

1. 乙は、甲データを善良なる管理者の注意をもって保持するものとします。
2. 乙は、甲と乙との間で別途合意した場合を除き、本サービスを提供する目的以外に甲データを一切使用しないものとします。ただし、公的機関等から法令に基づく要請があった場合はこの限りではありません。

第16条（甲データの消失）

1. 乙の責めに帰すべき事由により、甲のデータベース上のデータの全部又は一部が消失した場合、甲は、乙に対し、甲データを回復するよう請求することができ、この場合、乙は合理的に可能な範囲で対応するものとします。
2. 乙は、甲が甲データの消失を覚知した日から30日以内に、文書により甲が乙に申出をした場合に限り、前項に定める責任を負うものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、第21条（免責）各号のいずれかの事由により甲データが消失したときは、乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 乙は、甲データの消失に関し、本条に定める以外何らの責任を負わないものとします。

第17条（アクセス回線に関する責任の制限）

1. 甲は、本サービスを利用するに当たり、甲設備と乙設備を接続するために甲が使用する電気通信回線（以下

「アクセス回線」といいます。)を甲の責任において利用するものとします。

2. 乙は、アクセス回線につき、これをを利用して送受信したデータの完全性、正確性、有用性等に関し、検証の義務を負わないものとし、また、何らの保証もしません。

第18条 (サービス提供の停止)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負わないものとします。

- (1) 天災地変その他の不可抗力により乙が本サービスを提供できないと判断したとき。(電気通信事業法第8条に基づき本サービスを停止する場合を含みます。)
- (2) 乙設備に対し、保守、工事その他やむを得ない事由があるとき。
- (3) 乙設備に不正アクセス、クラッキング等の行為があったとき、又はこれらの行為が行われていると疑われるとき。
- (4) 電気通信業者(乙を除く)が提供する電気通信役務に起因するネットワーク切断等、乙の責めに帰する事ができない事由により本サービスの停止が必要と乙が判断したとき。
- (5) その他乙が運用上又は技術上の理由で本サービスの停止が必要と合理的に判断したとき。

第19条 (サービスの廃止)

1. 乙は、本サービスの全部又は一部の提供を廃止することができます。その場合、乙は廃止の30日前までに甲に通知するものとします。

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止した場合は、廃止日をもって当該サービスは終了するものとします。

3. 乙は、本条に基づく本サービスの廃止により甲に損害が発生したといえども、何ら賠償の責めを負いません。

第20条 (損害賠償の制限)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に関して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の故意又は重過失又は乙が本契約に違反したことが直接の原因で甲に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、乙が甲から損害賠償請求を受けた日から遡って12か月の間に甲が乙に支払った対価の金額を超えないものとします。なお、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、特別な事情から生じた損害、将来の損害及び逸失利益について乙は損害賠償責任を負わないものとします。

2. 本契約に関して、乙の故意又は重過失又は乙が本契約に違反したことにより甲に損害が発生した場合について、乙は前項所定の責任を負うことによって甲に対する一切の責任を免れるものとします。

第21条 (免責)

1. 乙は、本サービスの利用に関して以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず賠償の責任を負いません。

- (1) 天災地変その他の不可抗力に起因して発生した損害
- (2) 甲設備又は甲の行為に起因して発生した損害
- (3) 電気通信事業者(乙を除きます。)が提供する電気通信役務に起因して発生した損害
- (4) 乙の製造に関わらないソフトウェアに起因して発生した損害
- (5) 乙設備への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信経路上における傍受で、乙が善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して発生した損害
- (6) 乙が定める手順、セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分に起因して発生した損害
- (8) その他乙の責めに帰すことができない事由により発生した損害

2. 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第22条（知的財産権等）

1. 本サービス提供に伴い、乙が提供する資料その他のコンテンツ等（以下「提供物等」といいます。）に係る著作権、その他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます。）は、乙若しくは乙に権利を許諾した者（以下「原権利者」といいます。）に帰属します。
2. 甲は、乙による事前の許諾なく、提供物等の全部又は一部に対し、複製及び翻案、翻訳その他の改変を行わないものとします。
3. 甲は、提供物等に対し、乙又は原権利者の知的財産権等を侵害するような事態が発生した場合及びそのおそれがある場合は、直ちに乙に通知するものとします。

第23条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本規約若しくは本契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくはその他の処分をし、又は本規約若しくは本契約に基づく債務の全部若しくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。ただし、相手方の文書による事前の同意がある場合にはこの限りではありません。

第24条（第三者との紛争）

本サービスの利用に関して、甲と第三者との間において紛争が生じた場合は、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は、一切責任を負いません。

第7章 契約内容の変更・終了

第25条（契約内容の変更）

甲は本サービス利用の内容変更を希望する場合、初回利用時の1か月前までに、変更内容を乙に通知するものとし、乙は変更の可否を判断し、変更を認める場合には、変更後の利用内容及び利用料金を甲に通知します。

第26条（サービス利用の解約）

1. 甲は、本サービスを解約する必要が生じたときは、初回利用時の1か月前までに、乙に通知することにより、サービスの利用を解約することができるものとします。
2. 甲は、前項に定める通知が乙に到着した時点において未払いの利用料金又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 本サービスの利用途中での解約はできないものとします。
4. 解約後の甲情報の取扱いについては、第30条の規定に従うものとします。

第27条（不可抗力による契約の終了）

1. 天災地変その他不可抗力による甲又は乙が本規約及び本契約に基づく債務を履行できない場合、相手方に申し出で本サービスの利用又は提供を終了することができるものとします。この場合、甲乙双方とも相手方に対し何らの請求をしません。
2. 前項の定めは、甲の乙に対する本サービス利用の対価の支払債務については適用されません。

第28条（終了後の処理）

1. 甲及び乙は、本契約が終了した時点で保有する提供物等、資料等及び相手方の秘密情報並びにそれらの複製物及び改変物を、相手方に返却又は自らの責任で消去するものとします。
2. 甲は、本契約が終了した時点で乙の設備に記録されている甲データの提供を、乙に文書で請求できるものとします。なお、甲データの提供方法及び費用については、甲と乙で別途協議の上決定するものとします。またデータの保有期間は年度末までとする。
3. 乙は、前項に基づき甲データを提供した後、乙設備に記録されている甲データを乙の責任で消去するものとします。
4. 本サービスの利用終了日の時点で甲から乙に対して未払のサービス料金等がある場合、甲は、これを乙の請求に従い支払うものとします。

第29条（存続条項）

甲及び乙は、本契約の期間満了後又は解除後においても第3条（規約等の変更）、第10条（アカウント情報の取扱い）第2項及び第3項、第17条（アクセス回線に関する責任の制限）第2項、第21条（免責）、第22条（知的財産権等）、第23条（権利義務の譲渡等の禁止）、第24条（第三者との紛争）、第27条（不可抗力による契約の終了）第2項、及び第28条（終了後の処理）の規定は、有効に存続するものとします。

第8章 一般条項等

第30条（利用者情報の取扱い）

1. 乙は甲より提出された情報等を善良な管理者の注意を持って管理し、本条その他において別途定めがある場合を除き、本サービス以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩しません。
2. 乙は甲の情報等を次の目的のために利用します。
 - (1) 本サービスの提供・管理・運営のため
 - (2) 甲が本サービスを利用するにあたり必要な連絡をするため
3. 乙は、以下の場合、甲の情報等を第三者に開示、公開することがあります。
 - (1) 法令に従った要請や法令の手続き上必要とされる場合
 - (2) 乙、情報提供元、他の契約者、又は第三者の権利を保護するために必要な場合
 - (3) その他、乙が必要と判断した場合
4. 上記の他、甲の情報等に含まれる個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーの定めに従うものとし、甲はこのプライバシーポリシーに従って甲の情報等を取り扱うことについて同意するものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己（取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、相談役、理事、監事、支配人若しくは重要な使用人又はこれらに準じ実質的に経営を支配する者を含む。以下、同じ。）が、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団およびこれらに準じる者（以下、総称して、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲および乙は、自己が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していること
 - (2) 事業の運営・維持に反社会的勢力を利用していること
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は反復若しくは継続して便宜を供与するなど、反社会的勢力の運営・維持に関与していること
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 甲及び乙は、自己により、又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (3) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかに違反していることが判明したとき、又は違反していると合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができます。
5. 甲及び乙は、前項に基づき本契約を解除した場合に相手方に損害が生じてもなんらこれを賠償する責任を負いません。また、相手方は、解除した甲又は乙に損害が生じたときは、これを直ちに賠償しなければならないものとします。

第32条（その他）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は甲乙の両者が誠意をもって協議し、解決するものとします。

第33条（合意管轄）

本規約に関して生じた一切の紛争処理については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則（2020年10月1日）

本規約は、2020年10月1日から適用されます。

【制定・改定履歴】

2020年10月01日制定

2021年04月01日改定

2021年06月01日改定

2021年10月01日改定

2023年10月01日改定

2023年11月01日改定

2024年01月22日改定

2024年09月18日改定

2025年06月25日改訂

2025年11月01日改訂